

「若年脳損傷者の支援に向けた実態調査」に関する記者会見を 2 月 22 日(水)に行います。

療育制度と介護保険制度のはざ間にあって、今まで必要な支援が受けにくかった「若年脳損傷者」への支援に向けて実態調査を実施します。
つきましては、関係の皆様と共に、次のとおり記者会見を行います。

1 日 時

平成 18 年 2 月 22 日(水)午前 11 時から 11 時 30 分

2 場 所

県庁 5 階 表現センター

3 表現者

長野県

鹿教湯三才山リハビリテーションセンター センター長 小林 俊夫氏

若年脳損傷者を支える会しなの 代表 宮下 静香氏

自動車事故対策機構長野支所 マネージャー 金井 潤一氏

4 発表概要

- (1) 経過及び調査の概要について
- (2) 若年脳損傷者及びリハビリテーションについて
- (3) 実態調査に寄せる期待
- (4) 県民への協力依頼

5 その他

実態調査の概要は「別紙」のとおりです。

平成 18 年(2006 年)2月 21 日
若年脳損傷支援チーム事務局
社会部 commons 福祉課内
(課長)松本 有司 (担当)石澤 一志
電話 : 026-235-7108 (直通)
026-232-0111 (内線 2412)
FAX : 026-235-7392
E-mail : commons-fukushi@pref.nagano.jp

若年脳損傷者への支援に向けて

～ まずは、実態調査から始めます ～

病名や認定の有無で区別せず
「脳損傷による後遺障害」
全般を網羅した調査は全国
でも初めて!

コモンズ福祉課(若年脳損傷支援チーム事務局)
(課長)松本 有司 (担当)石澤 一志
電話 026-235-7108(直通)
026-235-0111(内線 2412)
FAX 026-235-7392
Email: commons-fukushi@pref.nagano.jp

まずは実態調査、そして支援策の検討 ～ 3つの方向性で!

脳損傷による後遺障害実態調査を3月20日から実施して、実態とニーズを把握し、三つの方向に沿って支援策を具体化します。

- [支援の方向性(案)]
 - 後遺障害を重度化させないための支援(例、音楽運動療法など)
 - 必要な情報を必要な家族に確実に届けられるシステムづくりと医療福祉関係者への理解促進(例、相談窓口の設置、シンポジウムの開催など)
 - 社会的な関わりを取り戻すための支援(例、高次脳機能障害に対し、社会への参加機会の拡大など)

現状と課題は?

脳損傷は誰の身にも起こりうる
脳損傷の大きな原因のひとつは交通事故で、誰にも「明日はわが身」となる可能性があります。しかし、植物症以外にも様々な後遺障害の状態があること、その改善経過や、在宅での生活状況については、余り知られていません。

植物症は改善しない?
植物症診断後であっても、早期に的確な対処(脳へのリハビリ等)をすれば、重度化を防ぎ、若年層ほど状態が回復することも、わかってきました。

支援が必要なのに...
必要な情報が、必要な家族の手元へ届かない、
脳に対して効果的といわれているリハビリなど、適切な処置を受けられない、
さまざまな「制度のはざ間」があり、必要な支援が受けられない、
などの問題を抱えています。

若年脳損傷者とは?

脳損傷により「重度の身体障害と知的障害を重複して」後遺すると、日常生活の大部分に介護を必要としますが、18歳以上65歳未満の若年層は、「療育制度」と「介護保険制度」のはざ間にあたり、適切な支援が受けにくい状況です。

療育制度・知的障害は18歳までの発達過程で生じるものに限定されているので、それ以降脳損傷によって知的障害を生じても認定されません。

介護保険・65歳以上(脳血管疾患等の加齢に伴う特定疾患の場合は40歳以上)は、病状や障害の程度に関わらず、介護が必要な状態により認定され、相応の支援が受けられます。

今回の調査では病名や認定の有無で区別せず「若年脳損傷者」を位置付け、新たな「はざ間」を生じないよう配慮しました。

若年脳損傷者は制度のはざ間にあって、十分な支援策がない!

